

一般社団法人島根県警備業協会の会員の組織に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第6条の規定に基づき、正会員に関する必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 正会員は、生活安全産業としての社会的責務を認識し、顧客や県民のニーズと信頼に応える警備業務の提供に努め、地域社会の安全安心に貢献する警備業界を構築する。

(正会員の責務)

第3条 正会員は、定款第3条の目的を達成するため、次の事項を遵守し実践するものとする。

- (1) 警備業法及び関係法令を遵守し、本会の定款並びに基本理念を充分理解して、これを尊重し具体的に実践すること
- (2) 警備業の公共性を深く認識し、公正な競争原理を遵守する明確な意思を持ち、これを実践すること
- (3) 暴力団等反社会的勢力集団等から不当な要求等があった場合は、速やかに警察当局に連絡し、適正な指導と支援を要請するとともに捜査等には積極的に協力すること
- (4) 警備業の健全な発展を促進するため、本会の運営及び事業活動に協力し、会員の自覚と責任においてこれを全うすること

(正会員の会員権行使と委任)

第4条 正会員は、1個の表決権を有する。

2 正会員の表決権等、会員としての権利（以下「会員権」という。）は、次の者によって行使できる。

- (1) 会社法上の代表取締役又はその代理人としてあらかじめ届出されている会員代表者
- (2) 前号のいずれかの者から委任状により委任された同じ正会員所属の者又は他の正会員

3 前項の委任は、委任状（様式第1号）による。

(会員代表者の届出と変更)

第5条 正会員として入会しようとするときは、あらかじめ正会員として会員権を行使する会員代表者を定めて申し込むものとする。

2 正会員は、会員代表者を変更するときは、会員代表者変更届書（様式第2号）により理由を付して会長に届出なければならない。

（権利の行使と委任）

第6条 会社法上の代表取締役以外の者の会員代表者による正会員としての会員権の行使は、当該代表取締役から同権限を委任されたものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月23日から施行する。